



古代ギリシア・テッサリア地方の奴隷解放碑文に現れる定型句について

南本, 徹

(Citation)

近代, 125:71-80

(Issue Date)

2022-09

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/0100477358>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100477358>



古代ギリシア・テッサリア地方の奴隷解放碑文 に現れる定型句について¹

南 本 徹

1. はじめに

古代ギリシアは奴隷制の社会であった。そして、奴隷を解放して自由の身とするという内容の碑文はギリシア各地から見つかっている。一方、テッサリア地方で見つかる奴隷解放碑文は、ほかの地方のものとは性質が異なっていて、解放行為そのものの記録ではなく、解放奴隷が市に対して支払った料金の記録である。この料金は、解放奴隷の性別や碑文の来源地などに一切関わらず一定金額（15 スタテル、のちのローマ支配時代では 22.5 デナリウス）であった。この料金は、実質上は奴隷解放に対する課税であった可能性もあるが、少なくとも名目上は、奴隷の解放を市が碑文に刻んで記録・公告するための手数料であったと考えられている。以上のような、テッサリア地方の奴隷解放碑文の特殊性については、Zelnick-Abramovitz (2013) が詳しい。

諸条件に関わらず金額が一定であることは、奴隷解放に関して何かテッサリア地方全体に共通する慣習があったことを思わせるが、一方で実際の碑文に現れる文言にはかなりの多様性がある。本稿で考察するのは、解放奴隷の名が *apeleuthero*-「自由にする」という動詞を伴って現れる定型句である。

2. 背景、定型句と碑文の種類

García Ramón (2008) が既に指摘するように、*apeleuthero*-「自由にする」を用いる定型句としては、よく似た3種類の表現がある。Xanthias という奴隷

が Alexandros という主人から自由の身分を得る場面で例えると、以下の3種類の定型句（およびそれぞれのテッサリア方言形）がある。テッサリア地方からは標準ギリシア語で書かれた碑文とテッサリア方言で書かれた碑文の両方が見つかるが、これらの定型句はどちらの方言でも現れる。

(1) A. *Xanthias, ho phamenos apēleutherōsthai apo Alexandrou*

“Xanthias, having declared himself to have been freed from Alexandros”

B. *Xanthias, ho apēleutherōmenos hypo Alexandrou*

“Xanthias, having been freed by Alexandros”

C. *Xanthias, ho apeleutherōtheis hypo Alexandrou*

“Xanthias, having been freed by Alexandros”

後二者は、「自由にされた」という分詞の部分でBでは完了分詞 *apēleutherōmenos*、Cではアオリスト分詞 *apeleutherōtheis* という違いがあるのみである。一方、Aは、*phamenos apēleutherōsthai*「自由にされたことを宣言して」というように、「自由にする」ではなく「宣言する」という動詞が分詞となって現れている点が、他二者とは異なる。以下、このAの定型句を「*phamenos* 定型句」と呼ぶことにする。

用いられる定型句のほか、碑文全体の構成にも多様性が見られる。古くは Rädle (1969) から、テッサリア地方の奴隷解放碑文は個別型とリスト型の2類に大きく分けられてきた。一人の解放奴隷ごとに「Xanthias は、Alexandros から自由にされて、規則どおり市に15スタテールを支払った」という文言を繰り返すのが個別型である。個別型の典型が AE 1916, 78, 284（オロソソ、アウグストゥス治世）で、この碑文の最初の5件の奴隷解放は、一人の奴隷所有者 Kratylla の死去に伴って同時に行われたにも関わらず、「Lykos が将軍を務めた年の上半期、Kassandros の子 Aristoneikos が市の財務を担当していた時、

Kratylla の遺言に従い……」という文言が、解放奴隷一人一人に対して省略されずに書かれている。5 件のうち最初の 1 件を以下に示す。なお、実際の碑文を読むにあたっては損傷した箇所を補ったり、略記されている部分を解釈したりといった作業が必要だが、本稿では煩雑を避け、特に問題のない箇所を引用するにあたっては「綺麗に整った」文を提示することにする。

- (2) *Tamieuontos tēs poleos tēn prōtēn hexamēnon, en stratēgōi Lykō, Aristoneikou tou Kassandrou: Thallousa, hē apeleutherōtheisa hypo Kratyllēs, edōken tē polei ta kata tēn diathēkēn hautēs kai ek tou nomou geinomena dinaria 22.5*

「Lykos が将軍を務めた年の上半期、Kassandros の子 Aristoneikos が市の財務を担当していた時、Kratylla から自由にされた Thallousa が、彼女 (= Kratylla) の遺言と規則に従って 22.5 デイナリウスを市に支払った」

一方、リスト型の碑文は、冒頭に「自由にされて、規則どおり市に 15 スタテールを支払った者たち」という序文が置かれ、その後に「Xanthias は Alexandros から、Sosias は Philokleōn から、……」などのように人名リストが続く。これの典型例と言えるのが AE 1930, 176, A1（ラリサ、紀元前 26/5 年ごろ）である。

- (3) … *hoi phamenoι apeleutherōsthai kai dedōkotes tēi polei tous dekapente statēras: Leskhanoriou: Aphrodeisia hypo Melissēs tēs Parmonidos, Antipatros hypo Leontos tou Sophou, …*

「……自由にされると宣言し、15 スタテールを市に支払った者たち。レスカノリオン月。Aphrodeisia、Parmonis の娘 Melissa から。Antipatros、Sophos の息子 Leon から。……」

両者の境界は明確ではなく、中間的な碑文も見つかる。AE 1917, 25, 313 (キュレティアイ、紀元前 31 年ごろ) は、リスト型と同じような序文がありながら、個々の解放奴隷に対して個別型に近い詳細な記述を与えている。

- (4) … *hoi dedōkotes apeleutheroi to geinomenon tē polei kata ton nomon: Themistiou eikadi: Arosiska Euphorbou, hē phamenē apēleutherōsthai hypo Euphorbou tou Philōtou, dedōken tē polei ta geinomena argyriou dinaria eikosi dyo obolous tessaras.*

「……自由にされ、規則どおり市に支払った者たち。テミスティオン月 20 日。エウボルボスの奴隷アロシスカが、ピロトスの息子エウボルボスから自由にされたと宣言して、規則どおり 22 ディナリウスと 4 オボロスを市に支払った」

3. *phamenos* 定型句の現れ

このとおりテッサリア地方における奴隷解放碑文の 2 類型 (およびその中間) を確認した上で、本稿では特に *phamenos* 定型句の現れかたを考察する。まず、この定型句はテッサリア地方に固有のものであるが、もともとテッサリア方言の表現であったとまでは言えなさそうである。というのも、この定型句はテッサリア方言で書かれた碑文にも、標準ギリシア語で書かれた碑文にも見られ、特に年代差を見出すことはできないからである。*phamenos* 定型句がテッサリア方言で用いられている奴隷解放碑文は SEG 31, 577 (ラリサ、紀元前 136/5 年ごろ) と IG 9,2 553 (ラリサ、紀元前 1 世紀初頭) の 2 例のみで、むしろ標準ギリシア語で *phamenos* 定型句が用いられる最古の碑文 (BCH 95, 277、ラリサ、紀元前 171 年ごろ) のほうが多少は古いものの、年代差があるとまでは言えない。

一方、*phamenos* 定型句は、個々の人名に言及するときに用いられるのが古い用法だったようである。つまり、リスト型の碑文において人名リストのほうに用いられる例が古く（前述の BCH 95, 277 や SEG 31, 577）、紀元前 2 世紀前半に既に見られる。BCH 95, 277 から一例を示す。

- (5) *Damas Atrestidou ho phamenos apēleutherōsthai apo Atrestidou tou Kleomakhidou tous ginomenous tē polei enantion koinou xenodokou Epigenous tou Theopompou statēras dekapente.*

「Arestides の奴隷 Damas が、Kleomakhides の息子 Arestides から自由にされたと宣言して、Theopompos の息子 Epigenes の公証人としての立ち会いのもと、15 スタテールを市に支払った」

これに対し、リスト型碑文の序文にあたる箇所では *phamenos* 定型句が用いられる例は、紀元前 1 世紀の後半に入ってから、IG 9,2 463（クランノン、紀元前 49/8 年ごろ）と AE 1930, 176, A1（ラリサ、紀元前 26/5 年ごろ）で見られる。実例は後者を前述 (3) に示したとおりで、*hoi phamenoī apēleutherōsthai* 「自由にされたと宣言した」という *phamenos* 定型句が序文に用いられている。また、IG 9,2 463 の序文は、後に見るとおり、*phamenos* 定型句としては異例の変った形を見せる。

さらに、*phamenos* 定型句は、ひとつのリスト型碑文の序文と人名リストの両方で用いられることはないようである。序文で *phamenos* 定型句が現れる場合、人名リストには *phamenos* 定型句が用いられず、代わりに上で見た (1) B, C の定型句が用いられる（IG 9,2 463 の場合）か、あるいは人名のみが列挙される（AE 1930, 176, A1 の場合 = 前掲 (3)）。逆に、人名リストに *phamenos* 定型句が用いられる碑文では、序文には何か異なる表現が用いられる。たとえば SEG 31, 577 の序文は *hoi kattetheikountes toun apeleutheroun ta poli to*

ginomenon es toi nomoi「自由になった者のうち、規則どおり市に支払った者たち」とあり、*phamenos* 定型句に特徴的な「宣言する」という文言がない。

このように *phamenos* 定型句が序文とリスト部分との間で相補分布を示す理由は明らかではないが、通時的な碑文スタイルの発展の結果である可能性を後で考察することにする。

4. *phamenos* 定型句のバリエーション

phamenos 定型句は、あまりバリエーションを許容しないようである。定動詞 *edōken*「支払った」を伴うか否か、*kata ton nomon*「規則に従って」を伴うか否かといった差異はあるが、定型句そのものは固定しており、たとえば完了不定詞 *apēleutherōsthai*「自由にされた」とが他の表現で置き換えられることはほぼ皆無である。その数少ない例外が、IG 9,2 463 の序文で、*hoi phamenoi gegonenai apeleutheroi* という形をとっており、「自由にする」という動詞の代わりに、「自由な」という形容詞と「なる」という動詞の完了不定詞を組み合わせた表現が用いられている。この碑文は紀元前 49/8 年ごろと比較的新しい時代の碑文であるから、古くからのパターンから外れることも不自然ではない。

もうひとつ、態の区別が関与しているかもしれないバリエーションがある。これは IG 9,2 553 の一節で、この碑文では通常どおりの *phamenos* 定型句が多数現れるのに対し、この一箇所でのみ *phamenos* にあたる部分が分詞ではなく関係節となっている。

(6) *Nikatour Mnaseaios hyper Aphrodisias Daimakheias, hos epha apeileutherousthein apo Daimakhoi Theirimakheioi, tos ginomenos ta poli kat ton nomon argyriou stateiras dekapempe.*

「Mnaseas の息子 Nikatour が、Daimakhos の奴隷 Aphrodisia のために、(Aphrodisia が) Theirimakhos の息子 Daimakhos から自由にされたと宣

言して、規則のとおり 15 スタテールを市に支払った」

この一節は、中動態の分詞 *phamenos* の代わりに能動態の定動詞 *epha* 「宣言した」が用いられている点の特異であるが、同時に 15 スタテールの支払いが解放奴隷本人 (Aphrodisia) ではなく別人 (Nikatour) によって行われている点も類例がない。「自分のためではなく、他人のために宣言と支払いを行った」点を明示するために、敢えて中動態を避けて能動態の表現を用いた可能性もある。ただし、この動詞は能動態と中動態で意味の違いがないと考えられており (Chantraine 1999, *φημί* の項目)、実際に他人に関する宣言であってもこの動詞の中動態を用いる例がある (紀元前 4 世紀アルカディア方言の碑文 SEG 37 340, García Ramón p.c. の指摘による) ことから、テッサリアの 1 例のみから結論を導くことは難しい。

もうひとつ、ラリサ市由来の碑文では、*phamenos* 定型句が他の定型句と入れ替わることが少ないように見える。BCH 95, 277 は、ラリサ市由来の碑文であって、少なくとも 15 回 *phamenos* 定型句を用いた表現を繰り返している。

これに対し、AE 1917, 18, 309 は、キュレティアイ市由来の碑文で、同一人物が市の財務を担当する間の奴隷解放 3 件を記録しているが、1 件目と 3 件目に *phamenos* 定型句を用い、2 件目には (1) C の表現 (つまり、「自由にする」という動詞のアオリスト分詞) を用いている。BCH 99, 648, 2 はテバイ市由来の碑文で、同様の入れ替えを見せる。こちらの碑文の場合は、4 件の奴隷解放のうち、2 件目と 4 件目のみに *phamenos* 定型句を用い、1 件目と 3 件目は (1) B の表現 (つまり、「自由にする」という動詞の完了分詞) を用いる。

バリエーションの許容について市ごとに違いがあることの理由までは定かでないが、(1) で紹介した 3 種類の定型句が少なくともラリサ市以外では入れ替え可能であったと思われることから、定型句の選択はある程度自由であり、特に厳密な意味の違いなどはなかったものと考えられることができる。Zelnick-

Abramovitz (2013: 48) は、*phamenos* 定型句の存在を根拠に、これらの碑文の本来の目的は宣言を公的に記録することであったとするが、一方で、このような定型句の入れ替え可能性は、*phamenos* 定型句がもはや形骸化していたことを示唆する。

5. *phamenos* 定型句と、碑文タイプの発達

先に、*phamenos* 定型句は奴隷の名を記すところに現れるのが古い形であり、リスト型碑文の序文にこの定型句が現れるのは新しい時代のことであると述べた。この観察は、個別型碑文が徐々にリスト型碑文へと発展したとする仮説とよく合致するように思われる。この仮説は、Rädle (1969: 101-2) が提唱したものの、個別型とリスト型の両方が時代を通じて共存しており、そのような発展を証明する証拠はないと述べていた。本稿で考察する *phamenos* 定型句の現れは、このような個別型碑文からリスト型碑文への発展を再生しているようにも見える。

第1段階：個別型碑文で *phamenos* 定型句が用いられる

第2段階：第1段階のようなテキストを多数集積した碑文が用いられる

第3段階：第2段階のような碑文に「序文」が加えられ、リスト型へと発展する（この際、序文の中で *phamenos* 定型句が用いられることはなかった）

第4段階：リスト部分の簡略化が進む一方、序文で *phamenos* 定型句が用いられるようになる

もっとも、第3段階で序文に *phamenos* 定型句が用いられなかった理由や、第4段階では逆にリスト部分で *phamenos* 定型句が用いられなくなった理由（すなわち、結果として序文とリスト部分の両方に *phamenos* 定型句が用いられることがなかった理由）は、やはり不明である。リスト部分で *phamenos*

定型句を何度も繰り返す碑文が存在することを考えると、単に同じ表現の繰り返しを避けたものとは考えにくい。

6. おわりに

本稿では、テッサリア地方の奴隷解放碑文に現れる *phamenos* 定型句の現れを分析した。多数の疑問が残ったものの、*phamenos* 定型句は奴隷の名を記すところに現れるのが古い形であったらしいこと、逆に *phamenos* 定型句がリスト型碑文の序文に現れるのは新しい形であること、リスト型碑文の序文とリスト部分の両方に *phamenos* 定型句が現れることはないことを発見した。このような相補分布は、個別型の碑文からリスト型の碑文への発展を裏付けるかもしれない。

文献一覧

AE = *Αρχαιολογική Ἐφημερίς*.

BCH = *Bulletin de correspondance hellénique*.

Chantraine, P. 1999. *Dictionnaire étymologique de la langue grecque: Histoire des mots, avec un Supplément*. Paris: Klincksieck.

García Ramón, J. L. 2008. “Les thèmes aspectuels dans les inscriptions thessaliennes”, in R. Hodot & G. Vottéro (eds), *Dialectes grecs et aspect verbal: Actes de la table ronde de SaintEtienne, 17–18 juin 2004*. Nancy: Association pour la Diffusion de la Recherche sur l’Antiquité, 91–124.

IG 9,2 = O. Kern. 1908. *Inscriptiones graecae, IX: Inscriptiones Graeciae septentrionalis voluminibus VII et VIII non comprehensae, 2: Inscriptiones Thessaliae*. Berlin: Reimer.

Rädle, H. 1969. *Untersuchungen zum griechischen Freilassungswesen*. Ph.D.

Ludwig-Maximilians-Universität, Munich.

SEG = Supplementum epigraphicum graecum.

Zelnick-Abramovitz, R. 2013. *Taxing Freedom in Thessalian Manumission Inscriptions* (*Mnemosyne* Supplements 361). Leiden & Boston: Brill.

注

- 1 本稿は、Minamimoto, Toru. 2016. *Ὁ φάμενος ἀπειλευθερούσθην/ἀπηλευθερώσθαι*: An emancipatory formula in the Thessalian dialect and the Attic Koine in Thessaly. *Studies in Greek Linguistics* (Proceedings of the Annual Meetings of the Department of Linguistics, School of Philology, Aristotle University of Thessaloniki) 36, 487–496 の内容を日本語にて再構成したものである。

(みなみもと とおる 歴史言語学)